

職 職 一 5 3

平成30年3月16日

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

第14の第1項(4)ア中「同条第25項」を「同条第27項」に、「同条第26項」を「同条第28項」に改め、同項(4)カ中「介護老人保健施設」の次に「及び同条第29項に規定する介護医療院」を加える。

以 上